

高圧ガス保安法遵守状況一覧（その3）

液化石油ガス保安規則第19条第1項第3号イ バルク貯槽（1トン未満）により貯蔵する場合

条 文		遵守状況
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第19条第3号		
イ	バルク貯槽（ロ(1)から(8)までのものを除く。）は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。	
ハ	次に定める基準に適合すること。	
	(1) 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	
	(2) 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	
	(3) 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。	
	(4) 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。	
	(5) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による振動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。	
	(6) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。	
	(7) 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。	
	(8) (1)から(7)までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2)又は(3)に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。	
	(9) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。	
	(10) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。	
	(11) バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。	
(12) バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。		

	地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。	
ニ	(1)	基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルブ貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。
	(2)	自動車等車両が接触しない措置を講ずること。
	(3)	バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。
	(4)	告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。
	(5)	第3号ハ(1)の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。
	地盤面下に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。	
ホ	(1)	バルク貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。
	(2)	バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることがないような措置を講ずること。
	(3)	告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。
	(4)	バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。
	(5)	バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用孔あき管を設置すること。
	(6)	バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。
	(7)	プロテクターのふたは、厚さ5センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。
へ	バルク貯槽は、その外面から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	
液化石油ガス法施行規則第19条第4号		
バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。		

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。